

難民と認定した事例

【事例 1】

申請者は、本国において、反政府団体の地区青年リーダー及び人権組織のメンバーとして活動していたところ、反政府団体幹部による記者会見及び演説会場において逮捕され拷問を受けたこと、デモに参加した際に逮捕され拷問を受けたこと、その後警察署から脱走し、本国から逃れたことを申し立て、帰国すれば本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

申請者が、反政府団体等において活動を行ったこと、身体の拘束や拷問等を受けたことは、供述や提出資料から事実と認められ、本国に帰国した場合、「政治的意見」及び「特定の社会的集団の構成員であること」を理由として、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有すると認められ、難民条約及び同議定書第 1 条に規定する難民に該当すると認められた。

【事例 2】

申請者は、本国において、軍の職員として稼働していたところ、反政府団体に寄附をしたり、協力的な行動をとったことなどから、軍による取調べを受けたこと、本邦においても反政府活動を行っていることを申し立て、帰国すれば本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

難民認定申請においては、申請者の供述に不自然・不合理な点が認められ、その申立てを直ちに信用できないこと、申請者の本邦における活動内容は、反政府団体等に所属することなく一参加者としてデモに参加している程度にとどまることなどからすれば、本国政府から殊更注視されているとは認められず、難民条約上の迫害のおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

申請者は難民不認定処分を不服として異議申立てを行い、異議申立手続において、申請者から申立事実について具体的かつ合理的な供述が得られ、申請者の供述は概ね一貫していたことなどから、申請者が本国において政治活動を行

ったことを理由に軍による取調べを受け、身の危険を感じて軍を脱出したことは事実と認められた。また、申請者は、軍から脱出したのみならず、本国を出国して入国した本邦において、公然と反政府活動をしており、その後、反政府団体に加入するに至っていることも踏まえれば、これらの行動が本国政府に掌握されている可能性はあると考えられ、これらの事情を併せ考慮すれば、申請者が本国に帰国した場合、不当に逮捕され、刑に処せられるおそれがあると認められた。したがって、申請者は「政治的意見」を理由として迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有すると認められることから、異議申立てには理由がある旨の決定がなされ、難民条約及び同議定書第1条に規定する難民に該当すると認められた。なお、異議申立てに対する決定に当たって、難民審査参与員の意見を聴いた結果、難民審査参与員の意見はいずれも前記同様の理由により、申請者の難民該当性は認められるというものであった。